

令和6年10月27日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

南関東選挙区

選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

古い政治を打ち破れ。

衆議院選挙2024
特設サイトは
こちら



将来世代への徹底投資で、新しい時代の政治を創る

- 1 政治腐敗を浄化する
政治改革
- 2 世代間不公平を打破する
社会保障の抜本改革
- 3 可処分所得を倍増させる
減税・成長戦略・規制改革
- 4 所得制限のない
教育無償化と教育改革

代表 馬場伸幸



南関東ブロック比例代表名簿登録者

千葉県第1区 よだかずたか	千葉県第4区 雨宮きょうこ	千葉県第5区 岸野ともやす	千葉県第6区 藤巻けんた	千葉県第8区 石塚さだみち	千葉県第9区 田沼たかし	千葉県第12区 地引直輝	神奈川県第1区 浅川義治
神奈川県第3区 佐藤かおり	神奈川県第4区 加藤ちか	神奈川県第5区 久坂くにえ	神奈川県第6区 しおさが源一郎	神奈川県第7区 むなかた富次郎	神奈川県第9区 吉田大成	神奈川県第10区 金村りゅうな	神奈川県第12区 水戸まさし
神奈川県第13区 京としひで	神奈川県第14区 熊坂たかのり	神奈川県第16区 いさじよしえ	神奈川県第18区 横田光弘	神奈川県第19区 そえだ勝	神奈川県第20区 金子洋一	日本維新の会	

比例代表は「**維新**」または「**日本維新の会**」とお書きください。
小選挙区は候補者名をお書きください。

世界に絶望してる？ だったら変えよう。れいわと一緒に。



1 消費税は廃止！
社会保険料を
下げる

消費税は、庶民の負担が増え格差が広がる悪税です。社会保険料も同じです。悪税をなくし、国のお金で、経済を底上げすることが最優先。

2 本物の安全保障

～戦争ビジネスには加担しない～

8月に全国でコメ不足が起きました。お米の値段が上がるのに、農家は廃業、倒産。国民も農家も困る国はおかしい。長きにわたる国の失策を改め、生産者や製造業を守る。国民の安定雇用と衣食住を確保する。「武器輸出で儲ける」といった戦争ビジネスには加担しない。原発も即廃止。緊急事態条項などの憲法改正にも反対。

3 親ガチャ？ 国がやる！

～「子育ては自己責任」終了のお知らせ～

どんな家庭に生まれても、子ども、若者の未来は国が変える。子ども手当一律3万円/月、子どもの医療費・教育費無償化。奨学金チャラ。親も国が変える。安定した雇用、まともな給料のもとで、落着いて子育てできる状況を作る。

4 裏金
ネコババ
許さない

自民が財界と癒着して裏金をネコババ。被災地、能登を見捨てる。そんな政權、あり得ない。れいわの議員を増やし、状況を変えよう。



れいわ新選組 代表
山本太郎

比例は **れいわ** と書いてください。

◎ 比例南関東ブロック名簿登載者

千葉県⑪区

結果を出せない政治に終止符

たがや亮

神奈川県②区

若い力で政治を変えます

三好りょう

千葉県⑭区

与党にも野党第1党にも任せておけない

ミサオレンド

アクティビスト

令和6年10月27日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

南関東選挙区

選挙公報

神奈川県選挙管理委員会



日本をなめるな!

参政党

SANSEITO

参政党
公約2024

3つの
決意と
7つの
行動

決意1 奪われる日本の
国土と富を護り抜く。

行動1 積極財政と
減税による経済成長で
失われた30年に終止符を打つ。

行動2 外国資本による日本の買収と
過度な移民受け入れに
歯止めをかける。

決意2 失われる日本の
食と健康を護り抜く。

行動3 輸入依存から脱却し
食料危機への備えを強化。

行動4 ワクチン薬害問題を
党をあげて追究し、
被害救済申請の負担軽減と
審査の迅速化。

決意3 壊される日本の教育と
国家アイデンティティを護り抜く。

行動5 日本の国柄と国益を守る
国家アイデンティティの確立。

行動6 若者が未来の社会を動かす国へ。
16歳からの投票権。

行動7 自民党の憲法改正案に反対し、
国民自らが憲法を創る「創憲」を推進。

比例は 参政党(さんせいとう)とお書きください (略称 参政)

特設サイト
設けました



がんこに平和 くらしが一番

南関東選挙区に私があります。

南関東ブロック比例代表名簿登載者



裏金政治の根絶
健康保険証を残そう

神奈川県(第15区)

佐々木 かつみ

【背景・経歴】元高校教員(数学科) 神奈川県高教組副委員長
【政策】原発再稼働反対 教職に希望が持てる社会



平和・人権 くらしを
守る政治の実現を

千葉県(第6区)

原田 よしやす

【背景・経歴】元農林水産省職員、前千葉県退職者連合地域協議会会長
【政策】農業への所得政策強化 オスプレイ反対の取り組み

- ◎金権政治一掃! 本気の政治改革を。政治資金規正法抜本改正
- ◎税金はくらしに! 軍事費増税NO! 消費税3年間ゼロ! 内部留保に課税
- ◎人口半減時代 — 地域に魅力と力を。若者応援、食料自給率50%へ
- ◎地震大国に原発はいらない! 原発ゼロ・自然エネルギー100%の社会へ
- ◎ジェンダー平等・多様性社会の実現! 核なき世界を実現します。
- ◎沖縄・日本を再び戦場にさせない! 憲法を活かす政治



社民党党首 福島みずほ

税金はくらしに 軍拡NO!!

比例区は

社民党



社民党HP

投票日 10月27日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

投票日に投票所に行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。

18歳から投票することができます。また、18歳未満のお子様も一緒に投票所に入場することができますので、ご家族で投票所にお出かけください。

◎衆議院小選挙区選出議員選挙

投票用紙(あざぎ色)には、候補者1人の氏名を記入します。

◎衆議院比例代表選出議員選挙

投票用紙(ピンク色)には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。

◎最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。

やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

この選挙公報は、名簿届出政党等から提出された原稿を、そのまま印刷したものです。

— 2 —

令和6年10月27日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

自由民主党

日本を守る。 成長を力に。



謙虚で、誠実で、温かい政治を。
自民党は、日本の未来を
守り抜きます。

自民党総裁 石破 茂

01 ルールを守る 国民からの信頼回復に全力を尽くします

自民党は、厳しい反省のもと、まずは「ルールを徹底して守る政党」に生まれ変わります。改革に「終わり」はありません。党改革のみならず、政治資金制度や選挙制度についても、国民目線で不断の改革を進め、政治への信頼回復に全力で取り組みます。

02 暮らしを守る 経済成長を力に変え、国民の暮らしを守ります

国民の皆様は「豊かさ」を実感していただくため、「成長」と「分配」の好循環を更に加速化していきます。人や技術に思い切った投資をし、成長力を一層強化。その果実を国民みんなで分かち合える社会を創ります。物価高に苦しんでおられる方々への支援を行うとともに、あらゆる手段を講じて物価上昇を上回る所得向上を実現します。

03 国を守り、国民を守る あらゆる不安から国民を守り抜きます

歴史的な激動の中にある世界において、価値観を共有する国々との連携を強化。国際社会の平和と安定、我が国の国益を確かなものとし、防衛力の強化により、いかなる場合も国民を守り切る体制を整えます。能登半島をはじめとする昨今の被災地域の復旧・復興に全力を尽くし、将来の災害への対応を一層強化することで、あらゆる不安から国民を守り抜きます。

04 未来を守る 希望あふれる未来に向け、あらゆる手立てを講じます

少子化対策は、先送りできない最も深刻で重要な課題です。子供をもちたい人が安心して産み、育てられる社会を築き、質の高い学びで子供たちが夢や希望をかなえられるよう、きめ細かなことも・子育て支援と充実した教育政策で、活気に満ちた未来を目指します。

05 地方を守る 地方の振興で日本全体を元気にします

地方こそ成長の主役です。日本の津々浦々まで、元気な社会が広がるよう、地方創生に全力で取り組みます。地方への人やモノの流れを拡大させ、デジタル化の推進などにより、どこに住んでいても仕事や勉強ができ、必要な医療・福祉が受けられる豊かな社会を実現します。農林水産業の振興は、成長戦略や食料安全保障、防災の側面からも重要で、地方を守り、より活気のあるものにしていきます。

06 新たな時代を切り拓く 国民とともに憲法改正を実現します

日本の憲法は、日本国民のものであります。国民自らが憲法について議論し、必要な改正を行うことで、時代に即した新しい憲法、新たな「国のかたち」を、国民自身の手で創り出すことにつながります。自民党は、活発な議論を通じて改憲の機運を盛り上げ、国民の皆様とともに憲法の改正を実現したいと考えています。

「納得と共感」の政治へ。自民党は変わります。

比例代表の投票は

自民党

とお書き
ください。



※ご注意ください。比例代表の投票用紙に候補者名を書くこと、あなたの投票は無効になってしまいます。

期日前投票 10月16日(水)から 最終投票日 10月27日(日)
毎日が投票日です。 10月27日(日)に投票できない方は、あなたの市の役所や駅前設置される「期日前投票所」で事前にも投票しましょう。

衆議院選挙は、小選挙区 比例代表 の2つの投票を行います。



自民党千葉県連

www.chiba-jimin.jp

自民党神奈川県連

www.kanagawa-jimin.jp

自民党山梨県連

www.jimin-yamanashi.or.jp

小選挙区は、あなたの街の
自民党公認候補の名前をお書きください。

小選挙区候補者	山梨県	千葉県	神奈川県
1区	中谷 真一 前衆議院議員 元経済産業副大臣	1区	門山 ひろあき 前法務副大臣 弁護士
2区	堀内 のり子 元参議院議員 元文部科学省特別委員長	2区	小林 たかゆき 元経済安全情報担当大臣 元内閣府特命担当大臣
3区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	3区	木村 てつや 元経済産業大臣 元内閣府特命担当大臣
4区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	4区	木村 てつや 元経済産業大臣 元内閣府特命担当大臣
5区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	5区	えりアルフィヤ 元参議院議員 元山梨県議会議員
6区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	6区	渡辺 ひろみち 元山梨県知事 元山梨県議会議員
7区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	7区	さいとう 健 元山梨県知事 元山梨県議会議員
8区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	8区	松本 いすみ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
9区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	9区	たみや ひさと 元山梨県知事 元山梨県議会議員
10区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	10区	小池 まさあき 元山梨県知事 元山梨県議会議員
11区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	11区	森 英介 元山梨県知事 元山梨県議会議員
12区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	12区	浜田 やすかず 元山梨県知事 元山梨県議会議員
13区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	13区	松本 ひさし 元山梨県知事 元山梨県議会議員
14区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	14区	高橋 きょうすけ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
15区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	15区	山本 ともひろ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
16区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	16区	山本 ともひろ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
17区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	17区	山本 ともひろ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
18区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	18区	山本 ともひろ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
19区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	19区	山本 ともひろ 元山梨県知事 元山梨県議会議員
20区	山梨市・市川市 比呂 浩二 元山梨県知事 元山梨県議会議員	20区	山本 ともひろ 元山梨県知事 元山梨県議会議員

立憲民主党
ウェブサイト



政権交代こそ、 最大の政治改革。

政権交代であなたのくらしを豊かに
立憲民主党の7つの約束



立憲民主党 代表 野田佳彦

1
2

政治改革 政治の信頼回復

- 政治資金を徹底的に透明化し、裏金・脱税を許しません。
- 金権政治の温床となる企業・団体献金を禁止
- 国会議員の政治資金の世襲を制限
- 税金の使い方を徹底的に透明化、効率化

物価経済対策 分厚い中間層の復活、家計・賃上げ支援

- 「人への投資」と最低賃金1500円以上で賃金を底上げ
- 中小企業が賃上げしやすい環境を整備
- 自然エネルギー、デジタル産業に重点投資

3
4
5

外交・安保 安定した外交・安全保障戦略

- 日米同盟を基軸とし、アジア太平洋地域との連携強化
- 気候変動対策や人権を重視した外交を展開

社会保障 超高齢社会に対応した確かな年金・医療・介護・福祉

- 紙の健康保険証を残す
- 保育・介護・福祉で働く人の賃金を上げる

子育て・教育 未来を育む子育て・教育

- 給食費、高校・専門学校・大学を無償化
- 奨学金の返済を支援

6
7

地域再生 地方と農林水産業の再興

- 新たな直接支払制度で食料自給率を向上
- 地方回帰の加速と、災害に強いまちづくり

共生社会 多様性を認め合える当たり前の社会

- 選択的夫婦別姓制度を実現
- ジェンダー平等を着実に推進

 たじま 要 千葉1区	 おかじま かずまさ 千葉3区	 みずの ひでゆき 千葉4区	 みずの ひでゆき 千葉5区	 やせき けんたろう 千葉6区	 あんど じゅんこ 千葉8区	 ほんじょう さとし 千葉9区	 おくの じゅんいちろう 千葉10区	 やまだ はじめ 谷田川はじめ
 ひだか つよし 千葉12区	 みやかわ けんじ 千葉13区	 しのはら たかお 神奈川1区	 やなぎや とおる 神奈川2区	 なかむら たけと 神奈川3区	 はやしだ ゆきこ 神奈川4区	 やまざき まこと 神奈川5区	 あおやぎ ゆうすけ 神奈川6区	 あおやぎ ゆうすけ あおやぎ陽一郎
 なかたに かずま 神奈川7区	 えがた けんじ 神奈川8区	 さいとう ひろふみ 神奈川9区	 すずき みつあき 神奈川10区	 あべともこ 神奈川12区	 たい ひであき 神奈川13区	 ながともし ひろ 神奈川14区	 ごとう ゆき 神奈川16区	 ごとう ゆき ごとう祐一
 ささき なおみ 神奈川17区	 そうの はじめ 神奈川18区	 さいとう たかし 神奈川19区	 おつか さゆり 神奈川20区	 なかじま かつひと 山梨1区	千葉14区 小選挙区候補 野田 よしひと			

南関東選挙区名簿登載者

比例代表は立憲民主党

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

(略称：民主党)

立憲民主党
The Constitutional
Democratic Party of Japan

令和6年10月27日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

裏金 物価高 大軍拡

「自民党政治」変える

パーティー券含む
企業・団体献金の全面禁止
裏金政治の
大そうじを

裏金問題を暴露し、自民党を窮地に追い詰めたのは日本共産党と「しんぶん赤旗」です。企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を主張し、自ら実践してきた日本共産党をのばして、腐敗政治をもとから断切りしましょう。



大企業・大金持ち優遇はもう終わり
国民の暮らし最優先にチェンジ

中小企業を直接支援して
最低賃金1500円以上に

●大企業の内部留保の増加分に課税し、10兆円の収収で中小企業の賃上げ支援

「自由な時間」拡大へ
賃上げと一体で時短を
1日7時間、週35時間に

人間はただ働いて、食べて、寝るだけの存在ではありません。余暇や趣味、家族との時間、社会活動に取り組む「自由な時間」が必要はないでしょうか。

消費増税を止めろ
インボイス廃止

食料自給率
必ず50%に
●価格保証と所得補償で農家を支える

就任直後、手のひら返しの石破政権。「裏金」「統一協会」の真相にフタをしたまま、物価高騰には無為無策。大軍拡と9条改憲にはまっしぐら…。日本共産党はゆきづまっ「自民党政治」の大転換へ、国民と力をあわせます。

軍事同盟絶対の「戦争国家」づくりストップ
憲法9条いかした平和外交

軍事費2倍、沖縄の米兵の性犯罪を隠へ、核兵器禁止条約に背をむける——「日米軍事同盟」絶対の政治を続けていいのでしょうか。日本共産党は「東アジア平和宣言」を提案し、ASEANと協力して、憲法9条をいかした平和外交を推進しています。

気候危機打開2030戦略を提案
石炭火力も原発もゼロ

●省エネ・再エネの拡大で2030年までにCO2を6割削減
●原発再稼働を許さず、石炭火力は2030年までに廃止

ジェンダー平等の
ムーブメントに連帯

●選択的夫婦別姓をたまたに実現 ●男女賃金格差を是正
●米軍の危険なオスプレイ飛行や空中給油訓練中止、横須賀基地など米軍基地強化と自衛隊強靱化反対

詳しい政策はこちらから
日本共産党
公式サイト
JCP

比例代表は **日本共産党**

とお書きください。

日本共産党
略称 共産党

希望の未来は、 実現できる。

小さな声を聴く力、粘り強い政策実現力、国と地方をつなぐ力——
こうした公明党の堅実な力で、未来につながる改革を進めます。



公明党代表
石井啓一

政治改革の先頭に
信頼回復へ実現に総力

1 未来をつくる
子育てしやすい日本へ

●大学などの授業料の減免・給付型奨学金の対象者を拡大、2030年代に無償化めざす
●高校授業料の所得制限撤廃、国公立間わす実質無償化

2 暮らしを支える
日本経済をもっと前へ

●直面する物価高対策として、電気・ガス代、燃料費への支援、重点支援地方交付金などの活用で家計を支援
●最低賃金を毎年継続的に引き上げ、全国加重平均1500円を5年以内に達成へ

3 いのちを守る
安全安心の防災大国へ

●能登半島地震など近年の災害からの復旧・復興を加速
●避難所のTKB(トイレ・キッチン・ベッド)など環境改善

女性・若者が希望を持てる社会へ

●あらゆる意思決定の場に女性を、政治分野における女性の参画拡大
●選択的夫婦別姓制度の導入、男女間の賃金格差の是正、女性の健康支援

地域に力と豊かさを

●交通事業者の担い手確保や交通DXなどで地域の足を確保
●デジタル技術の活用など魅力ある農林水産業を構築

安心の人生100年時代へ

●医薬品の安定供給・品質確保や、オンライン診療など医療提供体制の充実
●帯状疱疹ワクチンの接種推進

比例区は **公明党**

とお書きください

略称は「公明」

公明党
HP

公明党
YouTube チャンネル

減税 社会保険料の軽減 家計・子育て支援 で、みんなの手取りを増やす。

手取りを
増やす。

減税
●消費税を5%に減税 ●所得税減税
●基礎控除等を103万円
→178万円に拡大
●1995年からの最低賃金の上昇率1.73倍に達
●年少扶養控除を復活



代表 玉木雄一郎

社会保険料の軽減
●負担能力に応じた窓口負担
●公費投入増による後期高齢者医療制度に関する現世代の負担軽減

子ども・子育て支援 若者支援
●高校までの教育無償化
●給食費と修学旅行費を無償化
●所得制限撤廃
●奨学金債務の負担軽減(教員等は全額免除)

家計支援
●ガソリン代値下げ
●電気代値下げ

子ども・子育て支援 若者支援
●高校までの教育無償化
●給食費と修学旅行費を無償化
●所得制限撤廃
●奨学金債務の負担軽減(教員等は全額免除)

千葉5区
対決より解決、政局より政策
おか の じん こ
岡野純子
政党员

千葉7区
つくる、日本の新時代。
ひら と こう た
平戸航太
電機メーカー会社員

神奈川18区
次世代のため 未来をまもる!
にし おか
西岡よしか
政党员

神奈川19区
生活を、未来を、日本を守る
ふか ぎく
深作へスス
政党员

二枚目 (比例区)は、 **国民民主党**

とお書きください。

略称(民民主党)

議員の腐敗と世襲
高い税金・電気代
30年あがらぬ給料

問題山積!

日本を豊かに
強くするには

まず消費税減税

から始めよう!!

北朝鮮拉致問題

中国の脅威

皇統の危機



日本保守党代表
作家「永遠の0」
百田尚樹

2枚目の
投票用紙

比例は **保守党**

とお書きください
① 個人名を書くは無効です

詳しくは日本保守党 公式サイトへ

日本を豊かに、強く。
日本保守党

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

行こう♪投票に行こう♪



投票日
令和6年

10月27日

投票時間
午前7時
～
午後8時

日曜日

投票日に投票所に行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。
18歳から投票することができます。また、18歳未満のお子様も一緒に投票所に入場することができますので、ご家族で投票所にお出かけください。

◎衆議院小選挙区選出議員選挙

投票用紙（あさぎ色）には、候補者1人の氏名を記入します。

◎衆議院比例代表選出議員選挙

投票用紙（ピンク色）には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。

◎最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙（うぐいす色）には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。

やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

公職選挙法の一部改正に伴い、衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区の区割りの一部変更されました。詳しくは神奈川県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。



令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会

告示番号：1

略歴



最高裁判所判事
尾島 明
あきら
おじま
昭和三年九月一日生

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コネル大学ロースクール(L.M.)を卒業。
昭和六〇年 四月 判事補に任官、東京地裁、甲府家庭裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
平成 七年 四月 判事に任官、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(部総括)、最高裁上席調査官を務める。
二八年 二月 静岡地裁所長
二九年 一月 東京高裁判事(部総括)
三〇年 一月 最高裁首席調査官
令和 三年 七月 大阪高裁長官
四年 七月 最高裁判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法一四条に違反しない(多数意見)
二 令和五年三月二四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死亡した一児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない(全員一致)
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。
四 令和五年一月二五日 大法廷判決
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律二条一項四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)
五 令和五年一月二七日 第二小法廷判決
劇場画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である(全員一致・裁判長)
六 令和五年二月一五日 第二小法廷判決
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条二九条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長)
七 令和六年六月二日 第二小法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)
八 令和六年七月三日 大法廷判決
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条一項の適用に違法である(全員一致)
二 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合合は、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員一致)
裁判官としての心構え
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスが得られ、価値観が対立することもある中、良い裁判として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っています。

告示番号：2

略歴



最高裁判所判事
宮川美津子
みやがわ みつこ
昭和五年二月一三日生

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五九年 四月 司法修習生
六一年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
六二年 六月 ハーパー・ロースクール修了(L.M.)
七一年 四月 ニューヨーク州弁護士資格取得
七四年 七月 T.M.I総合法律事務所パートナー
七九年 四月 経済産業省産業構造審議会臨時委員、同知の財政政策部会(現・知的財産分科会)委員
一七一年 四月 慶應義塾大学法学部大学院講師
一九年 二月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員
同 年 五月 日本商標協会理事(令和五年五月副会長)
二五年 三月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員
二七年 六月 エス・エヌ・エス株式会社社外取締役
二八年 六月 パナソニック株式会社社外監査役
二九年 四月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員
三〇年 三月 公益社団法人日本仲裁人協会理事
三一年 四月 平成三二年度「知財功労賞」(経済産業大臣表彰)
令和 元年 六月 三菱自動車工業株式会社社外取締役
同 月 日弁連知的財産セクター委員長
二年 七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事
三年 一月 東京地方裁判所民事調停委員
五年 一月 最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいづる優生規定は、憲法一三条及び一四条一項に違反する(優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一一条一項の適用に違法である(多数意見))
二 令和五年三月二四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死亡した一児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない(全員一致)
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。
四 令和五年一月二五日 大法廷判決
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律二条一項四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)
五 令和五年一月二七日 第二小法廷判決
劇場画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である(全員一致・裁判長)
六 令和五年二月一五日 第二小法廷判決
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条二九条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長)
七 令和六年六月二日 第二小法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)
八 令和六年七月三日 大法廷判決
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条一項の適用に違法である(全員一致)
二 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合合は、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員一致)
裁判官としての心構え
昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを目下実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるよう努めてまいります。

告示番号：3

略歴



最高裁判所長官
今崎幸彦
いまい ゆきひこ
昭和三年一月一〇日生

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。
昭和五六年 四月 司法修習生
五八年 四月 判事補に任官、以後、東京地裁、最高裁判事局、外務省アジア局南東アジア第一課、在フィリピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官)に勤務。
判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁判事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長、広報課長、東京地裁判事(部総括)を務める。
二五年 一月 最高裁判事局長兼図書館長
二七年 三月 水戸地裁所長
二八年 四月 最高裁事務総長
令和 元年 九月 東京高裁長官
四年 六月 最高裁判所判事
六年 八月 最高裁判所長官
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年一月三日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和四年法律第八九号)による改正前のもの(二三条、項別表第一)の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといえることはできず、同規定は憲法一四条一項等に違反するものといえるとはいえないとした(多数意見)
二 令和五年七月一日 第二小法廷判決
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けた者が、国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置(要求は認められない旨)の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となした(全員一致・補足意見付加・裁判長)
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年七月一日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、同規定は憲法に違反するに至っていないとした(多数意見)
四 令和五年一月二五日 大法廷判決
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律二条一項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした(多数意見)
五 令和六年七月三日 大法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)
六 令和六年七月三日 大法廷判決
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条一項の適用に違法である(全員一致)
七 令和六年七月三日 大法廷判決
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条一項の適用に違法である(全員一致)
二 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合合は、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員一致)
裁判官としての心構え
・当事者双方の言いに謙虚に耳を傾けること。
・裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。
・裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会

告示番号：4

略歴



最高裁判所判事
平木正洋
昭和三十六年四月二日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌南小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和六〇年 四月 司法修習生
六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、東京地裁、佐賀地裁に勤務。
平成一一年 五月 判事任官 以後、佐賀地裁判事、最高裁判所調査官、東京地裁判事、最高裁判所参事官、東京地裁判事、最高裁判所参事官、東京地裁判事（部総括）を務める。
二七年 三月 前橋地裁所長
三〇年 一月 東京地裁判事（部総括）
三一年 四月 東京地裁所長
三一年 一月 大阪地裁所長
五年 四月 最高裁判所判事
六年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思ってきたことが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことと耳を傾け、証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合っていくと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもちて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。
これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判を担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律の専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。
座石の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限りませんが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

告示番号：5

略歴



最高裁判所判事
石兼公博
昭和三十一年一月四日生

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五六年 四月 在フランス日本国大使館一等書記官、後に同参事官
一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長
一一年 八月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長
一五年 八月 経済協力局有償資金協力課長
一六年 八月 在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、後に同公使
一九年 九月 国際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官
二〇年 九月 大臣官房総務課長
二一年 七月 大臣官房参事官
二二年 九月 大臣官房参事官
二四年 一月 特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部在動
二六年 一月 国際協力局長
二八年 六月 アジア大洋州局長
二九年 九月 総合外交政策局長
三一年 六月 特命全権大使カナダ駐劄兼国際航空機
令和 元年 四月 特命全権大使国際連合日本政府代表部在動
六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法のいわれる優生規定、同法三条一項一から三号まで、一〇条及び一三条二項は、憲法一三条及び一四条一項に違反し、同項に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法二条一項の適用上連帯の評価を受けることとなし、本件各事件において、不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法、平成二九年法律第四号による改正前のもの、七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義、公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し、権利の濫用として許さないとした、全員一致。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かして、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的な案件に真摯に取り組んでいきたいと思っています。

告示番号：6

略歴



最高裁判所判事
中村 慎
昭和三十六年九月二日生

大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎を経て、京都大学法学部を卒業。
昭和六二年 四月 司法修習生
昭和六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判所参事官、外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁判所調査官、最高裁判所参事官、東京地裁判事、東京地裁判事、最高裁判所参事官、最高裁判所参事官（部総括）を務める。
平成二四年 二月 東京地裁判事（部総括）
平成二五年 九月 最高裁判所参事官
平成二〇年 九月 水戸地裁所長
令和 元年 九月 最高裁判所参事官
令和 四年 六月 東京地裁判事
令和 六年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

憲法と法律によつて最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。
これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠関係を丁寧に検討することを大事にして、核心となる争点とどこにあるか、その争点で最も望ましい解決は何かということに悩み、考え抜いて判断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じてきました。最高裁判所に就任してから、まだ日が浅いため、関与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思っています。
近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思います。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、現在における意見の分布や諸外国の状況といった、水平面での検討だけでなく、時間の流れといういわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、客観的、判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、より良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。